

武雄市共創モデル実証運行事業 業務委託仕様書（案）
「武雄市ライドシェア実証運行事業」

1. 名称

武雄市共創モデル実証運行事業「武雄市ライドシェア実証運行事業」

2. 目的

武雄市では、路線バス・乗合バス・自主運行バス等が運行されているものの、未だ総人口の1／4が公共交通空白地域に居住している状況にあり、高齢化が進行する中で、公共交通の必要性は今後一層高まると見込まれる。

本事業は、移動需要の現状調査を実施するほか、武雄市が実施主体として「道路運送法第78条第2号（自家用有償旅客運送）」に基づき、タクシーが不足している地域・時間帯に自家用車を活用した「武雄市ライドシェア」を実証運行することで、日常的に移動の不便さを感じている住民や観光客等の移動の利便性を向上させることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで。実証運行期間は概ね2か月間とする。

4. 業務内容

（1）調査内容

①データ取得・調査

武雄市及び市内交通事業者等と連携し、既存の公共交通の利用状況（乗降者数等）、移動データの調査・収集を行う。また、市民や観光客へ公共交通に対する住民アンケート等を行い、交通需要・移動需要の調査を行う。

なお、具体的なデータの取得方法及び調査方法については、アナログ的な手法やAI（人工知能）などを活用したデジタル的な手法で行う。

②データの分析

上記（1）①で取得したデータ及び既存の各種調査等の結果を総合的に分析し、既存の公共交通の見直しを行い、住民の移動需要や課題を可視化する。

（2）実証運行内容

①運行区域 市内全域

乗車地又は降車地のいずれかが市内

②運行期間 令和6年12月2日から令和7年1月31日までの間

③乗降方式 ドアツードア型

④業務内容

(ア)配車アプリケーション及び配車システムの構築に関すること。

(イ)コールセンターの設置・運営に関すること。

(ウ)運行業務に関すること。

⑤運行システム構築業務

(ア)配車については、タクシーが配車出来ない場合に限り、武雄市ライドシェアを配車すること。また、本書に示す要求水準に沿ったシステムを構築し、必要な調整を行うこと。

(イ)配車システムは、効率的な運行ルートを作成、運行をサポートする「配車システム」、「ユーザーアプリ」、「ドライバーツール」、「オペレーターツール」の機能を備えたクラウド型システムで構成されること。

(ウ)ユーザーアプリの利用が困難な利用者に配慮し、電話による配車受付手段も備えること。

⑥コールセンター（有人電話受付予約センター）の設置

(ア)1日あたり20人の電話受付を想定し、対応できる体制の構築・運営を行うこと。

(イ)電話受付は、運行管理業務を担う交通事業者の営業時間内とすること。

(ウ)利用者の予約受付の他に、利用者の新規登録受付も行うこと。

⑦保守・運用

(ア)武雄市の就業時間内においては、武雄市及び運行管理者からの電話及び電子メール等による問い合わせの受付を行うこと。ただし、緊急時においては、この限りではない。

(イ)システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じること。また、障害の原因や対応状況について、復旧までの間、武雄市に随時報告すること。

⑧プロジェクトマネジメント

(ア)業務進捗管理

契約後、武雄市と随時打ち合わせを行い、事業進捗に係る相談・支援を行うこと。

(イ)地域合意形成に向けた支援

市民や市内交通事業者、関係各所（地方運輸局等）への説明・協議を行うにあたり、委託業務範囲に係る資料の準備や説明事項の整理に関し、相談・支援を行うこと。

(ウ)運行管理者による管理体制構築に向けた支援

運行管理業務を担う交通事業者への業務委託において、必要な準備行為等に関し、相談・支援を行うこと。

(エ)利用促進に向けた支援

利用者登録支援に向けたチラシ作成や、プレスリリース等の実施に当たり、資料の準備、説明事項の整理等に関し、相談・支援を行うこと。

(オ)その他事業運営に関わる支援

その他事業運営に関わる相談・支援を行うこと。

(カ)運行開始後の定着・改善支援

運行開始後、利用データの実績集計・分析を実施し、運行体制の改善について相談・支援を行うこと。

(3) システムに関わる要件

①予約・配車・運行管理に関わる基本機能（配車システム）

- (ア) A I を活用した効率的な自動配車、自動ルート生成が可能であること。
- (イ) 運賃を自動で算出し、事前に、及び乗客の降車時に表示できること。
- (ウ) 利用者からの予約（電話・アプリ）を受け付け、瞬時に運行車両へ乗車降車情報をリアルタイムに配信できること。
- (エ) 電話での予約を受け付ける際に、オペレーターによるオペレーターツールへの手動登録ができること。
- (オ) オペレーターツールについて、予約の一覧、車両ごとの運行予定、車両の位置及び利用登録者の情報をタブの切り替えにより速やかに確認できること。
- (カ) オペレーターツールについて、利用登録者の情報を氏名、住所、電話番号等により容易に検索できること。
- (キ) オペレーターツール及びドライバーツールについて、各運行のルート、利用者の情報等を確認でき、必要に応じてオペレーター及びドライバー間の伝達のために補足の情報を入力できること。
- (ク) ドライバーツールについて、乗車場所への到着、降車場所への到着等の各時点で、画面上のボタンを押下するなどにより、運行状況をシステムに入力できること。
- (ケ) 予約締切時間を任意に指定することができること。
- (コ) 予約受付方法は「即時予約」「事前予約」方式の双方に対応できること。

②ユーザーアプリ

- (ア) 予約の確定及び予約状況の確認、そのキャンセル、乗降地点、車両位置情報の確認ができること。
- (イ) 乗車人数、乗車希望時間を任意に指定することができること。
- (ウ) iOS と Android 双方に対応すること。

③ドライバーツール

- (ア) ドライバーに対して次に向かうべき地点を適切に指示する機能を有すること（利用者の乗降場所及び運行ルートの表示など）。
- (イ) 運行に必要な利用者に関する情報（利用者メモ、乗降場所メモなど）を共有する機能を有していること。
- (ウ) 利用者が乗車及び降車した情報を、システムサーバへ送信する機能を有すること。
- (エ) インターネット回線のトラブル等でシステムサーバと通信が出来ない場合でも、受信済みの予約データをもとに運行が継続できること。

④運行管理機能

(ア)車両予約

オペレーターツールにて運行車両の予約状況・位置情報を確認できること。

(イ)利用者の情報

オペレーターツールにて利用者情報を登録及び修正できること。

(ウ)利用者予約

オペレーターツールにて利用者の予約状況を把握できること。また、予約情報を登録、修正及び削除できること。

(エ)運行記録

過去の運行記録について確認ができること。

⑤操作研修

(ア)ドライバー、運行管理者等を対象とした操作研修会を実施すること。

(イ)研修の内容は、原則として受講者が端末を実際に操作して行う内容を含んだものとする。

(ウ)研修会場、プロジェクター及びスクリーンは武雄市が準備するものとする。ただし、研修内容に応じて武雄市と十分に協議を行うものとする。

⑥その他の提案

本仕様書は、最低限必要と考えている事項を記載したものであり、受託者は構築の目的や基本方針等を勘案し、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的な提案を求める。

5. 成果品

(1) 業務報告書 1部 (A4版、ファイル綴じ)

(2) 電子データ 1部 (CD-R、ワード・エクセル等加工できるデータ及びPDFデータ)

6. 成果品の帰属

本業務における成果品は全て武雄市に帰属するものであり、武雄市の許可なく複写、複製又は第三者に提供してはならない。

7. 委託料の支払い等

(1) 武雄市は、運行主体となる受託者へ委託料を支払う。

(2) 委託料の請求及び支払いについては、契約前に武雄市と受託者にて別途協議を行い決定するものとする。

8. 委託料業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは出来ない。

ただし、本業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、武雄市と協議の上、その一部を委

託することができる。

9. 秘密の保持

本業務の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報の取り扱いについては、武雄市個人情報保護条例を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行う。

10. その他の事項

- (1) 受託者は、業務実施責任者を選任するものとする。
- (2) 本業務の履行に際し、第三者が著作権を有するものを使用し、かつ、問題が生じるときは、武雄市に不利益が生じないように受託者の責任において、これを処理するものとする。
- (3) 本業務は、国の補助金（地域公共交通確保維持改善事業補助金）を活用した事業であることから、補助申請に関する必要書類の作成や手続きを支援するものとする。
- (4) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しなければならない。
- (5) 武雄市は、本業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができる。また、本業務の実施について、必要な事項に係る指示をすることができる。
- (6) この仕様書に定めのない事項が生じた場合については、双方協議の上実施する。

11. 担当部署

武雄市 まちづくり部 都市政策課 都市計画・交通係

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

TEL：0954-27-7162 FAX：0954-23-7585